

令和4年度羽根スポーツ広場（仮称）用地 環境共生・観光交流拠点整備における基本構想等策定支援委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

令和4年度羽根スポーツ広場（仮称）用地 環境共生・観光交流拠点整備における基本構想等策定支援委託業務

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 契約金額の上限

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（コンサル：営業種目「都市計画及び地方計画」又は一般委託「調査業務委託」）に登録があること。
- (2) 過去5年以内に地方公共団体の中山間地域計画の策定、森林資源活用計画の策定及び関連する土地利用計画の策定を元請けで受注した実績があること。
- (3) 当業務に対応する技術士又はRCCMが配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止基準（平成17年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (6) 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

6 スケジュール

項目	期間等
(1) 公募開始	令和4年4月11日(月)
(2) 参加申し込み受付期限	令和4年4月20日(水)正午まで
(3) 質問書の提出期限	令和4年4月20日(水)正午まで
(4) 参加資格審査結果通知の発送	令和4年4月26日(火)
(5) 質問書に対する回答	令和4年4月26日(火)
(6) 企画提案書の提出期限	令和4年5月11日(水)正午まで
(7) 企画提案書の審査会	令和4年5月16日(月)(予定)
(8) 提案者への結果通知の発送	令和4年5月下旬
(9) 契約の締結	令和4年6月上旬

7 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申出書(様式1)

イ 参加者概要書(様式2)

ウ 過去5年以内に地方公共団体の中山間地域計画の策定、森林資源活用計画の策定及び関連する土地利用計画の策定を元請けで受注した実績を証する書類(契約書の写し等)。

エ 会社概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和4年4月20日(水)正午まで

(4) 提出場所 秦野市役所(環境産業部森林ふれあい課)

(5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。

(6) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和4年4月26日(火)までに参加申出のあった者全員に郵送により送付する。

8 質問の提出及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類 任意様式

- (2) 提出期限 令和4年4月20日(水)正午まで
- (3) 提出場所 秦野市役所(環境産業部森林ふれあい課)
- (4) 提出方法

電子メールにより提出すること。メールの表題を「羽根スポーツ広場(仮称)用地の基本構想プロポーザル質問(事業者名)」とし、メール送信後に確認の電話を行うこと。

- (5) 質問書への回答

質問に対する回答は、令和4年4月26日(火)までに本市ホームページ上で行う。

9 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり書類を提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

- (1) 提出書類

ア 正本(様式3を表紙とする)

イ 副本(様式4を表紙とする)

- (2) 提出部数

ア 正本 1部(クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版)

イ 副本 9部()

- (3) 提出期限 令和4年5月11日(水)正午まで

- (4) 提出場所 秦野市役所(環境産業部森林ふれあい課)

- (5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。

- (6) 企画提案の内容

ア 企画提案書

企画提案書には、次の内容を盛り込むこと。

- (ア) 業務実施体制及び関連業務実績

人員配置、配置予定者の資格及び業務実績について

- (イ) 全体スケジュール及び役割分担

工程、進行管理方法及び本市と受注者の役割分担

- (ウ) 内容

仕様書「5 業務内容」についての実施方法

イ 価格提案書(任意様式)

契約金額の上限を考慮して設定し、詳細な内訳書を添付すること。

なお、契約金額の上限を超えたものは、失格とする。

(7) 留意事項

ア 企画提案書は、表紙及び価格提案書を除き、A4版用紙・10枚以内（両面20ページ以内）にまとめること。

なお、テーマごとのページ配分は自由とする。

イ 企画提案書は、基本的な考え方を簡潔に記載し、文字は読みやすい大きさ（10.5ポイント以上）とすること。引用する場合は、必ず出典元を記載すること。

ウ 企画提案書には、提案者を特定することができる記載は行わないこと。

10 選定方法

本市職員により構成する選定委員会を設置し、受注候補者を選定する。次表の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価し、委員の点数を合計した総得点により順位を決定する。

A（優）	B	C（基準）	D	E（劣）
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(1) 審査基準

テーマ	審査項目	評価の視点	配点
1	業務実施体制及び関連業務実績	<ul style="list-style-type: none">・本業務を効果的、効率的に遂行するため、人員配置が適切であるか。・配置予定技術者は十分な業務能力・実績を有しているか。・過去5年以内に地方公共団体の中山間地域計画の策定、森林資源活用計画の策定、及び関連する土地利用計画の策定の実績を有しているか。	10
2	全体スケジュール及び役割分担	<ul style="list-style-type: none">・業務実施フロー及びスケジュールが現実的で無理のないものとなっているか。・本市と受注者の役割分担が明確かつ妥当か。・進行管理方法が適切であるか。・仕様書を補完する企画が示されているか。	10

3	基本コンセプト検討の視点について	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢や今後の見通しを踏まえた視点に基づいた提案となっているか。 ・「羽根スポーツ広場（仮称）用地に関する土地利用方針（令和3年11月）」に掲げるコンセプトに基づいた提案となっているか。 ・「総合計画はだの2030プラン（令和3年3月）」、「表丹沢魅力づくり構想（令和2年9月）」、「秦野市森林整備計画（平成30年3月）」、「第3次秦野市環境基本計画（令和3年3月）」、「秦野市地球温暖化対策実行計画（令和4年3月）」等、本市の上位計画、関連計画との整合が図られているか。 	15
4	羽根スポーツ広場（用地）拠点施設の土地利用基本構想策定について	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野の森林資源や表丹沢の実態を踏まえた課題把握の方法が具体的であり、適正な調査、工夫が企画されているか。 ・土地利用構想実現に向けた課題整理や区域設定、民間活力の導入について、本市にあった提案がされているか。 	30
5	民間事業者ヒアリングについて	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用実現のためには民間事業者の参画が必要であるが、適切な民間事業対象者及びヒアリング内容等に関して工夫された提案がされているか。 ・ヒアリング内容を土地利用構想に活用する方法に工夫がされているか。 	20
6	価格提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を達成するための業務の対価として妥当な価格により積算されているか。 	5
—	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・受注意欲が感じられるか。 ・説明がわかりやすいか。 ・質問に対する応答が明瞭で迅速か。 ・配置予定技術者の印象はどうか。 	10
合 計			100

※ 得点と同じ提案があった場合は、選定委員会委員による投票により、決定する。

※ 参加者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。審査の結果、提案された内容が実施要領及び仕様書等の内容を満たすと判断された場合は、その1者を受注候補者とする。

(2) 企画提案書審査会

ア 日にち及び会場

令和4年5月16日(月)(予定) 秦野市役所 議会第1会議室
時間については、企画提案書提出者に別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき45分(あいさつ5分、提案の説明20分、質疑応答20分)程度

ウ 注意事項

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受けた順に、個別に実施する。
- (イ) 参加者は、1グループ4名以内とする。(配置予定の管理技術者及び主担当者は必ず出席すること)
- (ウ) プレゼンテーションは、提出済の企画提案書(紙媒体)により行い、追加資料の提出及び提示は認めない。提案説明の際、スクリーンは本市で用意する。
- (エ) 本市は、本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避のため、日程及び審査方法を変更する可能性がある(書面審査やオンライン形式のプレゼンテーション審査等)。変更する場合は別途通知する。

1.1 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知する。

なお、審査結果は評価の公表性、透明性等を示すため、参加事業者名を伏せて、本市ホームページ上で公表する。

1.2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (2) 提出期限後における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (4) 企画提案書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効にする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秦野市情報公開条例（平成17年10月4日条例第14号）に基づき提案書を公開することがある。
- (6) 本業務に当たる技術士又は、RCCMについては、原則として提出した書類に記載した者とする。
- (7) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。
- (8) 法面工予備設計の概要版はホームページ上に掲載するが、本編閲覧希望者に対し、本編を収録したDVDを貸し出す。但し枚数に限りがある。
借用希望者は、秦野市役所森林ふれあい課で借り受け、令和4年5月11日までに当所に返却する。

1.3 問合せ先

秦野市環境産業部森林ふれあい課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-9631（直通）

FAX 0463-82-6256

E-Mail shinrin-f@city.hadano.kanagawa.jp

(実施要領別添1)

参加申出に係る誓約事項

本プロポーザルの参加希望者は、参加申出に係る書類の提出をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、御自身の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は、秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準に規定する停止措置の対象となりますので御注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本プロポーダルに係る参加申出期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に（１）から（３）に該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加を辞退します。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定（成年後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。
- （２）事業税、消費税、地方消費税、固定資産税及び住民税を滞納していません。
なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出し、また、固定資産税及び住民税の納税状況に関し、秦野市が関係公簿を調査することに同意します。
- （３）秦野市暴力団排除条例（平成２３年秦野市条例第１８号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。